

# **ESG STATEMENT**

ESGステートメント

2019年3月に策定した当社の「ESG ステートメント」を、2021年12月に改定しました。世界経済やESGを取り巻く環境は想像以の速さで変化しており、それに沿った形でステートメントを深化させる必要があると認識したためです。ただし、本ステートメントは、当社のESGに関連する活動の方向性、および環境や社会のリスクに対して当社がどのように対応していくかについてス

テークホルダーの皆様と共有し、持続 可能な環境・社会の実現を目指してい くことを目的としていることに変わりは ありません。

当社は、ESG課題の解決へ向けた 取組みがインベストメント・チェーンの 好循環を支えるうえで重要であると認 識しています。企業がESG課題に係る リスクを適切に管理したうえで、ESG 課題の解決を新たなビジネス機会と 捉え、適切に経営戦略に反映することが持続的な企業価値向上のための重要な要素であるとともに、投資リターン拡大に必要不可欠であると考えています。また、当社は責任ある投資家として、投資先企業に当社が考える「望ましい経営」を求めるとともに、当社自身もESGを重視した事業運営を進めていきます。

事業特性に応じてそれぞれのESG課題の重要性は異なりますが、 当社は、多くの企業に共通する特に重要性が高いESG課題として、以下を特定しています。

#### 特に重要性の高いESG課題



気候変動



自然資本



人権



多様性と包摂性 (ダイバーシティ& インクルージョン)



ウェル・ビーイングな 社会を実現する ための価値創造



コーポレート ガバナンス



2015年に合意されたパリ協定では、科学的な根拠に基づき産業革命前から の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるよう努力することが定められており、そのため には世界の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロ(ネットゼロ)にする 必要があるとされています。当社は、企業がリスク管理とビジネス機会追求の両面 から気候変動問題に取組むことが持続的な企業価値の向上に必要と考えます。



CDP

署名時期:2015年6月◎ 署名時期:2021年11月

2000年設立。世界の機関投資家が、企業に対して気候変動への戦略やGHG排出量等の公表 を求める国際的なプロジェクトであり、現在の活動領域は「気候変動」「水」「森林」があります。



#### TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)

署名時期:2019年3月

金融安定理事会(FSB)が2015年12月に設立した民間主導のタスクフォースで、気候変動に関 する情報開示の拡充を求めています。



#### Climate Action 100+

署名時期:2019年12月

世界の機関投資家が協働(集団的エンゲージメント)し、GHG排出量の多い企業に気候変動 関連の情報開示と対応を求めるイニシアティブ。2017年12月に立ち上げられ、活動期間は5年 に設定されています。

#### NZAM (Net Zero Asset Managers initiative)

**署名時期:**2021年8月

パリ協定の目標に沿って、2050年までに投資先企業の温室効果ガス(GHG)排出量のネットゼ 口を目指す資産運用会社による2020年12月に設立されたグローバルなイニシアティブです。



PCAF (Partnership for Carbon Accounting Financials)

署名時期:2021年8月

2015年にオランダで設立されたGHG排出量の計測・開示手法を標準化するための国際的な イニシアティブです。2021年11月にはPCAF Japan coalitionが設立され、当社は設立時から メンバーとなっています。



企業は生物多様性がもたらす恩恵を受けながら、森林や水資源等の自然資本を 活用して事業活動を行っています。当社は、自然資本および生物多様性に負の影響 を与え得る企業が適切なリスク管理に取組むこと、企業が自然資本および生物多 様性の保全という社会課題の解決においてビジネス機会を追求することが必要と 考えます。

#### FAIRR (Farm Animal Investment Risk and Return)

署名時期:2019年6月

英コラーキャピタル創業者のジェレミー・コラー氏が2015年に立ち上げた畜産関連の機関投資 家イニシアティブ。環境への影響や食品安全性(抗生物質)等、畜産のリスクを啓発しています。

№ 野村グループとして署名





企業の事業活動には従業員や地域住民、サプライチェーン等を含めて多くの人々が関わっています。これらの人々の人権を侵害することのないよう、企業には適切なリスク管理が求められています。当社は、持続的な企業価値向上のためには、人権デューディリジェンスを含む人権リスクの管理に適切に取組むことが必要と考えます。



#### UNGC(国連グローバル・コンパクト)

署名時期:2015年6月◎

1999年のダボス会議でコフィー・アナン国連事務総長が提唱した自主行動原則。世界中の団体に対して、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の活動を促しています。



自社の従業員については、ジェンダー、価値観、国籍、人種、年齢等にとらわれず多様な価値観を持つ人材で構成され、多様性と包摂性を受け入れる企業風土を形成し、就労・昇進において差別されることなく、人々がそれぞれの職場でやりがいある仕事に就き、事業活動において力を発揮することが必要と考えます。



#### 30% Club Japan (Investor Group)

**署名時期:**2019年12月

アセットオーナーおよびアセットマネージャーから成るグループで、投資先企業の取締役会やシニアマネジメントとの建設的な対話を行い、トップ層におけるジェンダーダイバーシティの重要性の共有とその実現を目的としています。



#### Women in ETFs

署名時期:2022年4月

Women in ETFsは、世界中のETF業界の人々が集まり、平等、多様性、包括性を積極的に推進するという目標を提唱しています。人材の育成とスポンサーシップ、ETF業界における女性の功績の認識と表彰、そしてETFコミュニティの発展などを使命としています。



ウェル・ビーイングとは、全ての人々が幸福を求め、健やかな生活を送ることができる状態です。ウェル・ビーイングな社会は様々な分野で社会課題を解決することで実現されます。具体的には、健康と安全、教育とインテリジェンス、地方創生の分野が挙げられます。当社は、これらの社会課題の解決に貢献する製品・サービスの開発・提供は企業にとって重要なビジネス機会であり、持続的な企業価値向上に繋がると考えます。



#### Access to Medicine Index (Access to Medicine Foundation)

**署名時期:**2019年7月

2003年にオランダの実業家、ウィム・リーアベルド氏が設立。医薬品へのアクセスが不足する低・中所 得国のため、製薬会社に経営改善を求めています。署名は同財団が公表するインデックスへの賛同。



#### Access to Nutrition Initiative

署名時期:2021年5月

2013年にオランダの実業家であるInge Kauer氏が設立。栄養過多と低栄養という2つの世界的な栄養課題に対する食品・飲料業界による対応度合いを独自の分析ツールにより評価し、食品・飲料業界に対して、世界中の大人と子どもの食生活の改善を促しています。

# **ES** overnance







Japan Stewardship Initiative

コーポレートガバナンスとは、企業が公正・透明かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みです。このような観点から経営陣を監督する機能を担うのが取締役会であり、そのための手段が指名・報酬・監査です。当社は、経営陣が上記のESG課題を含む様々なリスクを適切に管理し、ビジネス機会を追求することによって企業価値を持続的に向上させるため、コーポレートガバナンスの強化が必要と考えます。

#### ICGN (国際コーポレートガバナンス・ネットワーク)

**署名時期:**2018年12月

1995年に設立。効率的なグローバル市場と持続的な経済の促進に向け、実効的なコーポレートガバナンスの構築と投資家の責任投資の醸成を目的としています。

#### ACGA(アジア・コーポレートガバナンス協会)

署名時期:2018年12月

1999年に設立。アジアにおけるコーポレートガバナンスの推進を目的に、コーポレートガバナンス関連の調査や企業支援・教育を推進しています。

#### **JSI**(ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ)

署名時期:2019年11月

スチュワードシップ活動の高度化・深化に向け、アセットオーナーとアセットマネージャー間の実務的な課題の特定と、効率的な情報伝達の支援を目的としています。日本取引所グループ (JPX)も運営に、またオブザーバーとして金融庁と日本経済団体連合会が参加しています。

## 当社の取組み

#### スチュワードシップ活動

議決権行使や建設的な対話(エンゲージメント)といった活動を通じて、投資先企業の経営陣がESG課題に係るリスク管理とビジネス機会の追求に加え、国際的なイニシアティブに基づく情報開示を行うよう働きかけます。

#### モニタリング

投資ポートフォリオにおけるESG課題の 状況を把握するため、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)など、国際的なイニシアティブに基づくモニタリングを行います。

#### ビジネス機会

ESG課題に係るビジネス機会として特にウェル・ビーイングな社会の実現に注目します。投資先企業に対して、ウェル・ビーイングな社会の実現を適切に経営戦略に反映し、成果の定量化と目標値の開示を働きかけます。

#### 当社の活動

社会的価値創造に配慮した事業活動は、持続可能な豊かな社会を実現するために重要です。ESG課題の解決に資する運用商品・サービスの提供や、投資教育等投資の裾野を拡大する取組みを通じて、資産形成に貢献します。

#### 投資判断

投資先企業のESG課題への取組みをリスクと機会の両面から独自の基準で評価し、投資判断に反映します。取組みが不十分な場合や、対話による解決が困難と判断するケースではダイベストメントまたはエクスクルージョンすることがあります。

#### イニシアティブ

国際的なイニシアティブに参画し、合意された基準・規範については積極的に取り入れます。また、イニシアティブを通じて他の機関投資家と協働でエンゲージメントを実施するほか、幅広いステークホルダーとも積極的に連携し、ベストプラクティスを共有します。

## ESGを推進するためのガバナンスと情報開示

当社では、取締役会から権限の委任を受けた経営陣が経営会議を構成し、本ステートメントを含む経営の執行に係る重要な意思決定を行うと同時に、投資意思決定および責任投資の最高意思決定機関として投資政策委員会および責任投資委員会を設置

し、ESG課題に積極的に取組む体制としています。加えて、利益相反管理方針を定めるとともに、責任投資諮問会議およびファンド業務運営諮問会議を設置し、責任投資や商品組成等に関する活動について、その適切性、妥当性等を検証しています。



# 運用における責任投資の基本方針

2021年12月30日、責任投資委員会において「運用における責任投資の基本方針」を改定しました。責 任投資の考え方や具体的な取組みを定めたもので、投資先企業における「望ましい経営」を定め、これを実 現するためにエンゲージメントおよび議決権行使を行うことを定めています。



http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility\_investment/basicpolicy.html

## 運用における責任投資の基本方針 具体的な取組み

- 投資先企業の理解
- 2 投資先企業への働きかけ
- 3 投資判断への反映
- 4 | 利益相反の管理
- 5 協働、対外活動
- 6 情報開示と説明責任
- 7 組織と取組み

投資先企業が企業価値の向上と 持続的成長を実現するために

## 望ましい経営のあり方※を定め、

これを実現するよう、投資先企業への働きかけを行うこと。

エンゲージメントの基本方針および グローバルな議決権行使の基本方針を定め、 公正かつ一貫した姿勢をもって 投資先企業への働きかけを行うこと。

エンゲージメントの状況を議決権行使に反映すること。

**エンゲージメントの基本方針/グローバルな議決権の基本方針** 

http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/pdf/basicpolicy.pdf?20211230

※望ましい経営のあり方 □P.21→



投資先企業の

INVESTMENT

望ましい 経営のあり方





#### 環境・社会課題への 適切な取組み

当社は、グローバルな環境や社会課題に対してリスクの管理 およびビジネス機会の追求の観点から適切に取組むことは、 企業価値の向上と持続的成長に繋がるとともに、企業が社会 の一員として存在を認められるための必須条件であると考えま す。そのために、当社が特に重要と考える課題と投資先企業に 必要な取組みの具体例は以下の通りです。

#### ■ 重要課題(マテリアリティ)の特定

- ■経営陣による重要課題の特定
- ■重要課題とされたリスク(例えば 2~6のほか、 データセキュリティ、製造責任等)への対応や開示
- ■重要課題とされたビジネス機会に関する開示

#### 2 気候変動

- ■気候変動問題に対応するための事業ポートフォリオの検証および 技術革新の促進
- ■パリ協定と整合した気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)の 最終報告書に基づく情報開示
- ■中長期的な温室効果ガス(GHG)排出量のネットゼロ目標の設定
- ■SBT (Science Based Targets) の認定取得またはコミット
- ■国際的なGHG排出量の算定・報告基準に沿った スコープ3を含むGHG排出量・吸収量の計測
- ■インターナルカーボンプライシングの導入

#### 3 自然資本

- ■森林破壊や海洋汚染、大気汚染の防止
- ■水資源、木材、水産物の持続可能な利用
- ■廃棄物の削減、リサイクルの向上等についての対応策や目標の設定

#### 4 人権

- ■国際的な規範に則った投資先企業の人権に関する方針の策定
- ■サプライチェーンを含む人権デューディリジェンスや監査の実施
- ■是正措置および救済メカニズム
- ■デューディリジェンス結果の開示

#### 5 多様性と包摂性(ダイバーシティ&インクルージョン)

- ■役員や管理職における女性比率に関する中長期目標の設定
- ■ライフイベントを理由とする離職を防止するための人事制度
- ■差別のない人材育成
- ■多様性と包摂性を受け入れる企業風土の形成

#### 6 ウェル・ビーイングな社会を実現するための価値創造

- ■社会課題解決の視点を入れた 経営計画(研究開発やマーケット戦略を含む)
- ■社会課題解決に向けた成果の測定と開示

# **7** 上記に関連するイニシアティブへの加盟等、ステークホルダーとの連携



#### 資本の効率的な活用による価値創造

当社は、企業価値の向上と持続的成長のためには、企業が 適切なリスク管理の下で資本を有効に活用し、成長性と効率性 の高い事業ポートフォリオを構築することによって、中長期的 に資本コストを上回る価値を創造することが必要であると考えます。そのために、当社が特に重要と考える取組みは以下の通りです。

- 資本コストを上回る価値を創造するための成長戦略と投資計画を策定するとともに、適切な進捗管理を行うこと。
- 2 成長戦略に沿って事業ポートフォリオを検証し、必要に応じて事業の入れ替えを行うこと。
- 資本コストを上回る価値創造に資さない資産を売却すること。 特に政策保有株式については縮減を進めること。
  - 経営資源の最適な配分等を可能とするグループガバナンスが機能していること。
- 4 グループ内に上場子会社を有する場合には、上場を維持する合理性を定期的に検証していること、 一般株主との利益相反を適切に管理していること、当該上場子会社におけるコーポレートガバナンス強化の取組みを後押ししていること。
- **5** 事業等に係るリスクを適切に管理すること。
- 6 上記 ■~5を反映した資本構成および株主還元を実行すること。
- **7** 上記 □ ~ 6 について適切な情報開示を行うこと。



#### コーポレートガバナンス機能の十分な発揮

当社は、資本の効率的な活用と環境・社会課題への適切な 取組みによる価値創造の前提として、コーポレートガバナンス が十分機能していることが必要であると考えます。それを実 現するため、当社が考える望ましいコーポレートガバナンス の形態は以下の通りです。

- 取締役会が、株主に代わって経営の執行を監督するための能力と経験を有し、適切で多様な人材と規模で構成され、十分に機能していること。 支配株主がいるなど少数株主との利益相反が懸念される場合には、支配株主との利益相反の管理を含む監督が特に高い水準で機能していること。
- 2 監査委員会、監査等委員会または監査役会が、株主に代わって取締役の業務を監査することのできる適切な人材で構成され、十分に機能していること
- 指名および報酬に関する委員会が設置され、それぞれの委員会が適切かつ独立性の高い人材で構成され、かつ、
  - 4 および 5 において必要な役割と責務を十分に果たしていること。
- 4 経営陣の交代の要否を定期的に判断する基準やプロセスが確立していることに加え、交代に備えた後継者計画が策定されていること。
- **8** 経営陣の報酬が、資本の効率的な活用と環境・社会課題への適切な取組みによる価値創造に向けた 経営陣のインセンティブおよびコミットメントとして適正であること。
- 6 コンプライアンス、内部監査等、十分な内部統制を可能とするガバナンス・システムが確立されていること。
- **7** 法令、市場規則等を順守し、コーポレートガバナンス・コード等に適切に対応していること。
- **圏** 買収防衛策を導入していないこと。買収防衛策は株式を自由に売買する権利を制約するものであり、 著しく企業価値・株主共同の利益を害する恐れがある場合を除き、上場会社には必要のないものと考える。



### 適切な情報開示と投資家との対話

当社は、投資先企業の状況を的確に把握するために、上記 【~3で述べた事項について企業が適時・適切に情報を開示し 説明責任を果たすこと、投資家の意見を適切に経営に反映 させるために、企業が積極的に投資家との対話を行うことが 必要であると考えます。

企業価値を大きく損なう行為が認められた場合は、原因の 究明および責任の所在の明確化ならびに効果的な再発防止 策の策定および徹底について、十分な開示と説明を求めます。